

(昭和39年4月1日第1号発行)
センター休館日 1月
日曜日・祝祭日
(1・2・3・4・11・12・18・25)
センター開館時間
月・火・水・金曜: 9時~21時
木曜: 9時~22時
土曜: 9時~17時



枝光北だよ！

第741号
令和8年1月1日発行
北九州市立枝光北市民センター
八幡東区枝光二丁目8-5
電話・FAX
661-2437
発行責任者
小野山康彦



○ホームページアドレス <http://www.ktqc01.net/higa/ekcc/>
○ホームページ、インスタグラムは「枝光北市民センター」で検索

○メールアドレス ek-cc@ktqc02.net

1月のスケジュール

5日(月)	仕事始め
	19:00 まち協評議委員会
8日(木)	10:00 健康料理
	10:00 枝光北健康ウォーキング(初詣)
9日(金)	10:00 元気っ子ひろば(自由遊び)
10日(土)	10:00 民生児童委員会
11日(日)	14:00 二十歳の集い
12日(月)	10:00 どんど焼き(枝光八幡宮)
15日(木)	13:30 大人のおもしろ学(ジャザサイズ)
16日(金)	10:00 元気っ子ひろば(堂山保育所の先生と遊ぼう)
	10:00 健康育児相談
17日(土)	14:00 防災リーダー合同研修(AIM 3F)
18日(日)	10:00 第37回選抜女子駅伝北九州大会
22日(木)	13:30 枝光けんこういちばん!!(認知症とのわすれ)
	10:00 元気っ子ひろば(自由遊び)
23日(金)	11:30 ふれあい昼食交流会 受付11:00~
29日(木)	10:00 年長者クラブ新年会

笑顔の定期便

健康料理

申し込みは、不要です。

日 時: 1月8日(木) 10:00~ 参加費 500円



枝光北健康ウォーキング 二初詣

日 時: 1月8日(木) 10:00 出発(受付 9:30)

参拝先: 枝光八幡宮・日開神社・豊山八幡宮

持ってくるもの: 飲み物・タオル・雨具

枝光けんこういちばん!! ☆認知症とのわすれ

日 時: 1月22日(木) 13:30~15:00

持ってくるもの: 飲み物・筆記用具



ふれあい昼食交流会

日 時: 1月23日(金) 受付11:00~ 開始11:30~

参加費: 500円 ※申し込みが必要です。



令和8年度

《枝光北市民センタークラブ登録説明会》

日時: 令和8年 2月 7日(土) 10:00~11:30

会場: 枝光北市民センター・多目的ホール

参加対象: 現在活動中のクラブ及び新しくクラブを作ら

れる団体の責任者の出席をお願いいたします。

責任者が出席できない場合は、代理の方の出席をお願いします。説明会終了後、避難訓練を行います。

謹んで

新年のお慶びを 申し上げます

旧年中はまちづくり協議会
およびセンターの事業に、ご理解・
ご協力いただき心より感謝

新しい年が地域の皆様にとって
素晴らしい一年でありますよう
お祈り申し上げます。

令和八年 元旦

枝光北まちづくり協議会
枝光北市民センター

令和7年度 二十歳の集い (旧枝光北地域成人祭)

主催: 枝光北まちづくり協議会

日時: 令和8年1月11日(日)

14時00分(受付 13時30分~)

会場: 枝光北市民センター 多目的ホール



◇式典 ◇懇親会 ◇アトラクション
(軽食を準備しています。)

市民センター職員の募集

枝光北まちづくり協議会では、令和8年4月より枝光北市民センターで勤務していただく職員を募集します。

- 雇用主 枝光北まちづくり協議会
- 募集人数 若干名
- 雇用期間 1年(令和8年4月1日~令和9年3月31日) (最長5年まで更新あり)
- 応募資格・枝光一、二、三区並びに近隣地区に居住する方
 - 簡単なパソコン操作や事務処理ができる方
 - ボランティア精神があり、地域活動に関心のある方
 - 年齢、性別不問
- 業務内容 枝光北市民センターの管理・運営業務
- 勤務内容・勤務時間 8:45~16:45・賃金 時給1,100円
 - 休日 日曜日、祝日 年末年始
 - その他 雇用保険、労災保険、有給休暇あり
- 応募方法・履歴書を枝光北市民センターに提出してください。
提出期限 3月10日(火)
※ 後日、面接日をご連絡いたします。

枝光北まちづくり協議会
会長 宮田 和明

～お詫びと訂正～

文化祭特集号に2ヶ所の誤りがありました。

表面、子ども童話大会の朗読人数は正しくは10名でした。

裏面、正しいクラブ名はコーラスLAVITAでした。

訂正してお詫び申し上げます。

★飲酒運転
○★飲んだり乗るな。乗るなら飲むな。
★飲酒運転撲滅★

締り用心・火の用心・家庭用住宅火災警報器設置は義務!